

目黒区地域子育てふれあいひろば事業補助要綱

制定 平成30年10月1日付け目子字第5970号決定
 改正 平成31年4月1日付け目子字第520号決定
 改正 令和元年12月16日付け目子字第9055号決定
 改正 令和2年4月1日付け目子字第582号決定
 改正 令和2年12月1日付け目子字第8205号決定
 改正 令和3年3月31日付け目子字第12686号決定
 改正 令和4年4月1日付け目子字第401号決定
 改正 令和5年4月1日付け目子字第4844号決定
 改正 令和7年3月11日付け目子字第13212号決定

(目的)

第1条 目黒区地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金（以下「補助金」という。）は、目黒区地域子育てふれあいひろば事業実施要綱（平成30年10月1日付け目子字第5970号。以下「実施要綱」という。）に基づき、地域の子育て機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和するとともに、子どもの健やかな育ちを支援するため、常設の子育てふれあいひろばを開設し事業を実施する者に対して、その経費の一部を補助することにより、子育て家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、実施要綱第14条の規定により区長の承認を受け補助金の交付対象事業（以下「補助事業」という。）を行う者（以下「事業者」という。）とする。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付対象経費は、次に掲げる経費であって、他の補助金等の交付を受けていないものとする。ただし、第4号に掲げる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに要した経費に限るものとする。

- (1) 実施要綱に基づく事業の運営に要する経費（別表1に定めるものに限る。以下「運営費」という。）
- (2) 補助事業を実施する施設等の開設準備に要する経費（別表1に定めるものに限る。以下「開設準備経費」という。）
- (3) 家賃の一部補助経費（別表1に定めるものに限る。）
- (4) ICT化推進事業に係る経費（別表2に定めるものに限る。）

2 補助金の交付額は、別表1及び別表2に定めるところにより算出した額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）とする。

3 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を指定された期日までに区長に提出しなければならない。

- (1) 目黒区地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金交付申請書（別記第1号様式）
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、目黒区地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金交付決定書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による交付決定の通知を受けた事業者は、指定された期日までに目黒区地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金請求書（別記第3号様式）を区長に提出しなければならない。

らない。

(補助事業の変更等)

第7条 事業者は、補助事業について次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに目黒区地域子育てふれあいひろば事業変更・中止・廃止承認申請書（別記第4号様式）を提出し、区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (3) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、補助事業の変更、中止又は廃止を承認したときは目黒区地域子育てふれあいひろば事業変更・中止・廃止承認通知書（別記第5号様式）により事業者へ通知するものとする。

(補助の取消し)

第8条 区長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、区長は、目黒区地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金交付決定取消等通知書（別記第6号様式）により事業者へ通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の内容又は法令に基づく命令に違反したとき。
- (4) その他要綱・要領の規定等に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 区長は前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還するよう目黒区地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金交付決定取消等通知書により事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 事業者は、毎会計年度の補助事業が完了したとき又は補助事業を中止若しくは廃止したときは、指定された期日までに目黒区地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金実績報告書（別記第7号様式）により区長へ報告しなければならない。

(書類の整備等)

第11条 事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、毎会計年度の補助事業が完了した日又は補助事業を中止若しくは廃止した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。
- 3 前2項に規定する帳簿及び証拠書類のうち、電磁的記録により整備保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金に係る取扱いに関する細目については、別途定めることができるものとし、その他必要な事項については、目黒区補助金等交付規則（昭和43年3月目黒区規則第6号）の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

付 則（平成31年4月1日目子第520号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則（令和元年12月16日目子第9055号）

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日目子第582号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和2年12月1日目子第8205号）

この要綱は、令和2年12月1日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則（令和3年3月31日目子第12686号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則（令和4年4月1日目子第401号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則（令和5年4月1日目子第4844号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月11日目子第13212号）

この要綱は、令和7年3月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1（第3条関係）

地域子育てふれあいひろば事業運営費補助金算定基準

1 一般型（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）59条第1号に基づく利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施していない場合）

区 分			交 付 額	補助対象経費
1 運営費 （基本分 及び地域 支援分）	3～4 日型	職員を合計3名以上配置	1施設当たり年額 7,688,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	該当区分において地域子育て ふれあいひろば事業の実施に それぞれ必要な経費
		職員を合計2名配置	1施設当たり年額 6,088,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	
	5 日型	常勤職員配置	1施設当たり年額 10,306,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	
		非常勤のみ配置	1施設当たり年額 7,113,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	
	6 日型	常勤職員配置	1施設当たり年額 11,331,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	
		非常勤のみ配置	1施設当たり年額 8,538,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	
	7 日型	常勤職員配置	1施設当たり年額 12,364,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	
		非常勤のみ配置	1施設当たり年額 9,570,000 円 と右欄に掲げる補助対象経費の 合計額のうち少ない額とする。	
2 運営費 （加算分） (1)地域の 子育て支 援機能の 充実	3～4 日型		実施要綱第9条に掲げる取組の 実施に対し、1施設当たり年額 1,653,000 円と右欄に掲げる補 助対象経費の合計額のうち少 ない額とする。	
	5 日型		実施要綱第9条に掲げる取組の 実施に対し、1施設当たり年額 3,247,000 円と右欄に掲げる補 助対象経費の合計額のうち少 ない額とする。	

	6・7 日型		実施要綱第 9 条に掲げる取組の実施に対し、1 施設当たり年額 2,847,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
(2) 特別支援対応加算	実施要項第 1 2 条に掲げる取組の実施に対し、1 施設当たり年額 1,111,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。			
(3) 育児参加促進講習休日実施加算	実施要項第 1 3 条に掲げる取組の実施に対し、1 施設当たり 425,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。			
3 開設準備経費 (1 か所当たり年額)	改修費等	1 か所当たり 上限 4,000,000 円 ただし、区長が特別な理由があると認める場合は、区長が相当と認める額とする。		
	礼金及び賃借料（開設前月分）	1 か所当たり 上限 600,000 円		
4 家賃の一部補助	1 か所当たり 年額 600,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。			

2 一般型（法に基づく利用者支援事業を同一の事業所で併せて実施している場合）

区 分			交 付 額	補助対象経費
1 運営費 (基本分及び地域支援分)	3～4 日型	職員を合計 3 名以上配置	1 施設当たり年額 6,096,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	該当区分において地域子育てふれあいひろば事業の実施にそれぞれ必要な経費
		職員を合計 2 名配置	1 施設当たり年額 4,496,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
	5 日型	常勤職員配置	1 施設当たり年額 8,714,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
		非常勤のみ配置	1 施設当たり年額 5,521,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
	6 日型	常勤職員配置	1 施設当たり年額 9,739,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
		非常勤のみ配置	1 施設当たり年額 6,946,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
	7 日型	常勤職員配置	1 施設当たり年額 10,772,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
		非常勤のみ配置	1 施設当たり年額 7,978,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
2 運営費 (加算分)	3～4 日型		実施要綱第 9 条に掲げる取組の実施に対し、1 施設当たり年額	

(1)地域の 子育て支 援機能の 充実			1,653,000 円と右欄に掲げる補 助対象経費の合計額のうち少な い額とする。
	5 日型		実施要綱第 9 条に掲げる取組の 実施に対し、1 施設当たり年額 3,247,000 円と右欄に掲げる補 助対象経費の合計額のうち少な い額とする。
	6・7 日型		実施要綱第 9 条に掲げる取組の 実施に対し、1 施設当たり年額 2,847,000 円と右欄に掲げる補 助対象経費の合計額のうち少な い額とする。
(2)特別支 援対応加 算	実施要項第 1 2 条に掲げる取組の実施に対し、1 施設当 たり年額 1,111,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計 額のうち少ない額とする。		
(3)育児参 加促進講 習休日実 施加算	実施要項第 1 3 条に掲げる取組の実施に対し、1 施設当 たり 425,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額の中 に少ない額とする。		
3 開設準 備経費 (1 か所 当たり年 額)	改修費等	1 か所当たり 上限 4,000,000 円 ただし、区長が特に必要と認め る場合は、区長が必要と認める 額とする。	
	礼金及び賃借料（開設 前月分）	1 か所当たり 上限 600,000 円	
4 家賃の 一部補助	1 か所当たり 年額 600,000 円と右欄に掲げる補助対象 経費の合計額のうち少ない額とする。		

3 連携型

区分		交付額	補助対象経費
1 運営費（基本分）	3～4 日型	1 施設当たり年額 2,075,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	該当区分において地域子育てふれあいひろば事業の実施にそれぞれ必要な経費
	5～7 日型	1 施設当たり年額 3,257,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	
2 運営費（加算分）	実施要綱第 1 1 条に掲げる取組の実施に対し、1		
(1)地域の子育て力を高める取組	施設当たり年額 498,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。		
(2)特別支援対応加算	実施要項第 1 2 条に掲げる取組の実施に対し、1		
	施設当たり年額 1,111,000 円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。		
(3)育児参加促進講習休日実施加算	実施要項第 1 3 条に掲げる取組の実施に対し、1		
	施設当たり 425,000 円と右欄に掲げる補助対象経費は合計額のうち少ない額とする。		
3 開設準備経費 (1 か所当たり年	改修費等	1 か所当たり 上限 4,000,000 円	
	礼金及び賃	1 か所当たり 上限 600,000 円	

額)	借料（開設 前月分）		
----	---------------	--	--

- 1 事業実施月数（1ヶ月に満たない端数を生じたときはこれを1ヶ月とする。）が12ヶ月に満たない場合は次のとおりとする。
 - （1）各基準額（加算分を含む）ごとに算出された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。
 - （2）月によって開所日数等が変動し、基準額が複数となる場合は、各基準額に「事業実施月数÷12」を乗じる。
- 2 開設準備経費については、当該年度に支払われたものに限る。

別表2（第3条関係）

ICT化推進事業に係る経費に関する補助金算定基準

区分	交付額	補助対象経費
ICT化推進事業に係る次に掲げる経費 (1) ICT化を行うための導入経費 (2) 研修のオンライン化のための導入経費	1か所当たり年額 500,000円と右欄に掲げる補助対象経費の合計額のうち少ない額とする。	該当区分においてICT化推進事業の実施に要な経費